

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例	公 布 日	平成14年3月26日
条 例 番 号	平成14年三重県条例第9号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	教育委員会事務局予算経理課	電 話 番 号	059-224-2940
条例の概要	経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者に対し、県が貸与した三重県高等学校等修学奨学金に係る返還の免除について、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	経済的な理由により修学が困難な者に対して貸与した奨学金の返還免除は、奨学金制度を適切に維持するために必要な制度であり、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	奨学金の返還免除は、奨学金制度を適切に維持していくために必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づいて、奨学金の返還免除が行われている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	修学奨学金の返還免除については、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条第1項第10号
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に基づき、奨学金の返還免除手続が行われており、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例に基づき、奨学金の返還免除手続が行われており、整合性は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき必要な事項を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、修学奨学金事業の運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき必要な事項を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、修学奨学金事業の運営に支障が生じると考える。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	修学奨学金事業は、特定の者に対して行う貸付であり、限定的なものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	修学奨学金事業は、特定の者に対して行う貸付であり、限定的なものである。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正を検討する	理	由	特	記	事	項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えられるが、一部の語句の表現を整理することにより、より明確化されたものとしたい。							無